

岩手県公安委員会告示第5号

交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、岩手県交通安全活動推進センターとして指定を受けた法人から次のとおり変更する旨届出があった。

平成24年4月20日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

法人の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
社団法人岩手県交通安全協会	法人の名称	社団法人岩手県交通安全協会	一般社団法人岩手県交通安全協会	平成24年4月1日
	事務所の名称	社団法人岩手県交通安全協会岩手県交通安全活動推進センター	一般社団法人岩手県交通安全協会岩手県交通安全活動推進センター	